

○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則

昭和二十八年十月十二日

福島県規則第八十六号

改正 昭和二十九年六月七日規則第六〇号

昭和三十〇年九月一四日規則第一三九号

昭和三十一年九月七日規則第六七号

昭和三十二年十二月二〇日規則第一一六号

昭和三十五年一〇月二四日規則第八八号

昭和三十六年一〇月二四日規則第九九号

昭和三十八年二月五日規則第一一号

昭和四〇年十一月五日規則第九〇号

昭和四十一年三月一八日規則第一七号

昭和四十五年七月一五日規則第七〇号

昭和四十八年七月二〇日規則第五五号

昭和五十一年一月二〇日規則第四号

昭和五十七年三月二三日規則第一五号

昭和六〇年三月二六日規則第一八号

昭和六十一年三月二五日規則第一二号

昭和六十二年七月二八日規則第五五号

昭和六三年七月一五日規則第四〇号

平成元年十二月二六日規則第九五号

平成三年三月三〇日規則第三七号

平成四年七月三十一日規則第七五号

平成九年三月三十一日規則第三三号

平成九年一〇月一七日規則第八一号

平成一一年三月二六日規則第一九号

平成一二年三月一〇日規則第一二号

平成一二年十二月二二日規則第一八八号

平成一三年三月二七日規則第一七号

平成一三年六月二九日規則第七四号

平成一五年七月一日規則第六九号

平成一五年九月九日規則第七七号
平成一六年三月二六日規則第一九号
平成一七年三月二九日規則第五八号
平成一八年三月三一日規則第七〇号
平成一九年三月三〇日規則第三七号
平成二〇年三月二八日規則第五四号
平成二〇年十一月二八日規則第九七号
平成二一年三月二七日規則第二四号
平成二一年七月一四日規則第七〇号
平成二二年七月六日規則第四七号
平成二五年三月二六日規則第二八号
平成二六年三月二五日規則第二六号
平成二六年七月四日規則第五七号
平成二七年三月二四日規則第二三号
平成二八年三月二九日規則第四二号
平成二八年一二月二六日規則第七二号
平成二九年七月一日規則第五五号
平成三〇年八月二一日規則第六三号
令和元年一〇月二九日規則第三三号
令和二年八月四日規則第五三号
令和三年三月三〇日規則第二八号
令和三年五月一八日規則第五四号
令和三年一〇月二二日規則第七五号
令和四年一二月二三日規則第五三号
(一部未施行)

〔福島県職員退職手当支給規則〕を次のように定める。

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則

(昭三八規則一一・改称)

(目的)

第一条 この規則は、福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の退職手当に関して必要な事項を定

めることを目的とする。

(昭三八規則一一・全改、平九規則八一・平一八規則七〇・平二一規則七〇・一部改正)

(一般の退職手当)

第二条 一般の退職手当の支給を受けようとする者は、任命権者に対して退職の申出をするときに申出書に(死亡による退職の場合にあつては、遺族が任命権者に対してその旨を届け出るときに死亡届に)次に掲げる書類(退職の事由により、該当しないものを除く。)を添付し、任命権者を通じて、福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員にあつては福島県教育委員会、地方警察職員たる福島県警察の職員にあつては福島県警察本部長、その他の職員にあつては知事(以下「支給義務者」という。)に提出しなければならない。

一 退職手当(死亡退職に係る退職手当)の受給申出書(第一号様式)

二 傷病によりその職に堪えず退職する場合は、医師又は歯科医師の発行する診断書及び当該傷病が公務上のもの又は通勤によるものであるときは公務災害補償義務者(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第三条第一項に規定する地方公務員災害補償基金及び県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福島県条例第四十五号)第三条第一項各号に掲げる機関をいう。以下同じ。)の発行する当該傷病が公務上のもの又は通勤によるものであることの証明書(公務災害認定通知書の交付を受けている場合は、当該通知書の写しをもつてこれに代えることができる。)

三 職員が死亡した場合は、次に掲げる書類及び当該死亡が公務上のものであるときは公務災害補償義務者の発行する当該死亡が公務上のものであることの証明書(公務災害認定通知書の交付を受けている場合は、当該通知書の写しをもつてこれに代えることができる。)

ア 遺族の戸籍謄本(職員の死亡後作成されたもので、かつ、故人との身分関係が明らかかなもの)

イ 遺族が条例第二条の二第一項第一号に規定する届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、住民票謄本等その事実を証明するに足る資料

四 退職の申出をすることとなる任命権者に係る履歴事項以外の履歴事項(以下「前歴」という。)を有するときは、当該前歴についての証明書

2 退職した者が条例第九条第五項に規定する特殊の事情がある者である場合において、前項各号に掲げる書類を退職の申出のときまでに（死亡による退職の場合にあつては、遺族がその旨を届け出るときまでに）提出することができないときは、当該退職した者は、同項各号に掲げる書類を当該申出後に提出することができる。

（昭三八規則一一・全改、昭四一規則一七・昭四五規則七〇・平九規則三三・平一五規則六九・平一八規則七〇・平二〇規則五四・平二一規則七〇・一部改正）

（予告を受けない退職者の退職手当）

第三条 一般の退職手当の支給を受けることができない者で、条例第十二条の規定による退職手当の支給を受けることとなるものは、第二条第一項第一号に掲げる書類を第二条第一項の規定に準じて支給義務者に提出しなければならない。

（昭三八規則一一・追加、昭四五規則七〇・旧第四条の二繰上・一部改正）

（会計年度任用職員の退職手当）

第四条 条例第二条第二項に規定する職員以外の者のうち、その勤務形態が職員に準ずる者とは、雇用関係が継続している場合において職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第十三条において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（福島県の休日进行を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十三条において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、そのを超えるに至つた日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件によつて任命権者の定めるところにより雇用することとされているもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号、第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。）とする。

（昭三八規則一一・追加、昭四五規則七〇・旧第四条の三繰上、昭六三規則四〇・平四規則七五・平一三規則一七・令元規則三三・令四規則五三・一部改正）

（特殊の事情がある者の在職期間等の特例）

第五条 条例第九条第五項に規定する特殊の事情がある者の在職期間の計算については、次の各項の規定によるほか、同条の規定の例による。ただし、昭和二十八年八月一日（以下「適用日」という。）の前日に現に職員として在職しない者及び条例附則第九項に規定する職員のうち、もとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていた者（以下

「未復員者」という。)については、この限りでない。

- 2 適用日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に掲げるものの職員としての在職期間とみなす。この場合において、第三号から第六号までに掲げる者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 本邦において鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第一条第一項に規定する地方鉄道の事業を行つていた法人で法律の規定に基づき政府に買収されたもので、国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。)附則第三項第一号の規定によつて総務大臣の指定する例により知事の指定するもの(以下「知事の指定するもの」という。)に使用されていた者(以下「地方鉄道職員」という。)のうち、買収に際し条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく施設の引継ぎとともに引き続いて国家公務員(常時勤務に服することを要する者に限る。以下同じ。)となり更に引き続いて職員となつたものの当該地方鉄道職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間及び国家公務員としての在職期間

二 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第百五十一号)第一条の規定の適用を受ける国家公務員から引き続いて職員となつた者の当該会社の社員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての在職期間

三 先に職員又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第三号の規定によつて総務大臣の指定する例により知事の指定するものに使用される者(以下「外国政府職員等」という。)

となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となり、又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員となつて更に引き続いて職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の二の期間及び国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての在職期間

四 先に職員又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）に使用される者（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の福島県又は国若しくは他の地方公共団体への引継ぎとともに、引き続いて再び職員となり、又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員となつて更に引き続いて職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間及び国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての在職期間

五 先に職員又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となり、又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員となつて更に引き続いて職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間及び国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての在職期間

六 先に職員又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員として在職した者であつてア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関に使用される者で施行令附則第三項第六号イの規定により総務大臣の指定する例により知事の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となり、又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員となつて更に引き続いて職員となつたものの当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間及び国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての在職期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府に使用される者となるため退

職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となり、又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員となつて更に引き続いて職員となつた者の当該外国政府に使用される者及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間並びに国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての在職期間

3 適用日の前日以前における次の各号のいずれかに掲げるものの先の在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 先に国家公務員又は他の地方公共団体の公務員として在職した者であつて任命権者の承認又は勸奨を受けて職員となるため国又は当該地方公共団体において退職し、かつ、手続の遅延のため当該退職の日の翌々日以後において他に就職することなく職員となつたもの

二 先に国家公務員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び国家公務員となり更に引き続いて職員となつたもの

4 昭和二十年八月十五日に現に次の各号のいずれかに掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から適用日の前日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件(昭和二十一年勅令第二百八十七号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

5 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第九号）第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたもの又は次に掲げる措置によりその者の意思によらないで退職させられたものが、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合においては、当該退職の日）から適用日の前日までの間に職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在

職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

一 昭和二十年十月四日付連合国最高司令官覚書政治的、公民的及び宗教的自由の制限の撤廃に関する件に基づく罷免

二 旧教職員の除去、就職禁止及び復職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百六十三号）第一条又は旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）第三条の規定による指定

6 職員が退職（条例第九条の二第一項の退職を除く。）により条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（昭和二十一年六月三十日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の俸給又は給料の月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

7 職員としての在職期間に引き続く次に掲げる期間は、職員としての在職期間に通算するものとし、当該期間に係る退職手当は、支給しないものとする。

一 条例附則第十九項及び第四条の規定により、退職手当が支給されることとなる職員以外の者としての期間

二 条例附則第十九項及び第四条の規定により、任命権者が定めるところにより退職手当が支給されることとなる職員以外の者としての期間に算入されることとなる期間

8 県立大学法人職員から引き続いて職員となつた者の当該県立大学法人職員としての在職期間については、当該県立大学法人の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が退職手当を支給されないで当該県立大学法人職員となるため退職し、かつ、引き続いて当該県立大学法人職員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該県立大学法人職員としての勤続期間に通算することと定めているときは、これを職員としての在職期間に通算する。

9 特殊の事情がある者の在職期間の計算については、前各項に規定するもののほか、別に知事が定めるところによる。

（昭三六規則九九・全改、昭三八規則一一・昭四五規則七〇・昭四八規則五五・昭六一規則一二・昭六二規則五五・平一二規則一二・平一二規則一八八・平一八規則七〇・平二一規則七〇・令四規則五三・一部改正）

(条例第九条の二第一項の規則で定める法人)

第五条の二 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 福島県道路公社
- 二 福島県土地開発公社
- 三 公益財団法人福島県農業振興公社
- 四 旧福島県住宅供給公社
- 五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人
- 六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等

（平二一規則七〇・追加、平二六規則二六・平二六規則五七・平三〇規則六三・一部改正）

(受給資格証の交付等)

第六条 条例第十一条第一項又は第二項に規定する退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職時における所属機関の長から給与額調書（第三号様式）の交付を受け、支給義務者に提出しなければならない。

- 2 支給義務者は、前項の書類の提出を受けたときは、失業者の退職手当受給資格証（第四号様式。以下「受給資格証」という。）をその者に交付し、失業者の退職手当支給台帳（第五号様式。以下「支給台帳」という。）に所定の事項を記載しなければならない。
- 3 受給資格者は、受給資格証を滅失し、又はき損した場合は、その旨を支給義務者に申し出て、受給資格証の再交付を受けなければならない。この場合において、支給義務者は、受給資格証の上部余白に再交付の旨を朱書しなければならない。
- 4 受給資格証の交付を受けた者は、基本手当に相当する退職手当の受給期間中に就職したとき、又は当該退職手当の給付が条例第十一条第一項に規定する額に達したときは、当該受給資格証を、速やかに支給義務者に返還しなければならない。
- 5 受給資格証の交付を受けた者が当該受給資格証に係る退職の日の翌日から一年以内に条例第二条各項に掲げる者となつた場合は、当該受給資格証を任命権者に提出しなければならない。ただし、当該受給資格証を提出した者が勤続十二月未満で退職した場合は、任命権者は、当該退職者から提出された受給資格証を返付しなければならない。
- 6 受給資格者が受給資格証の交付を受けた後に氏名又は住所若しくは居所を変更した場

合は、当該受給資格者は、速やかに受給資格者氏名・住所等変更届（第五号様式の二）に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添付しないことができる。

- 7 支給義務者は、前項の受給資格者氏名・住所等変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記入した上、これを当該提出をした受給資格者に返付しなければならない。

（昭四五規則七〇・追加、昭五一規則四・平二〇規則五四・平二七規則二三・一部改正）

（在職証の交付等）

第七条 勤続期間十二月未満（第四条に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同条に規定する月が引き続いて十二月を超えるに至らない期間とする。）の者が退職する場合には、任命権者は、職員在職証（第六号様式。以下「在職証」という。）に所定の事項を記載したうえ、当該退職者に交付しなければならない。ただし、第四条に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち第十三条に規定する者以外の者が退職する場合には、この限りでない。

- 2 前条第三項及び第五項の規定は、在職証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第三項中「受給資格者」とあるのは「在職証の交付を受けた者」と、「受給資格証」とあるのは「在職証」と、「支給義務者」とあるのは「任命権者」と、同条第五項中「受給資格証」とあるのは「在職証」と読み替えるものとする。

（昭四五規則七〇・追加、平九規則八一・平二〇規則五四・一部改正）

（失業者の退職手当の支給）

第八条 受給資格者は、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、第六条第二項の規定により交付を受けた受給資格証を提示して求職の申込みをしなければならない。

- 2 受給資格者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を支給義務者に提出しなければならない。

- 一 失業者の退職手当給付申請書（第七号様式。以下「給付申請書」という。）
- 二 安定所の長の発行する失業証明書（第八号様式。第九条の二第二号及び第十条第二号において「失業証明書」という。）

- 3 受給資格者は、条例第十一条第十項第一号及び第二号に規定する退職手当の支給を受け

ようとするときは、給付申請書に公共職業訓練等の施設の長の証明する公共職業訓練等受講証明書（第九号様式）及び受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。

4 受給資格者は、条例第十一条第十項第三号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、給付申請書に傷病手当に相当する退職手当支給証明書（第十号様式）及び受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。

5 受給資格者は、条例第十一条第十項第四号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、次の各号に掲げる手当の種類に応じ、当該各号に掲げる書類に受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。

一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給申請書（第十号様式の二）

二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給申請書（第十号様式の三）

三 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（第十号様式の四）

四 雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（第十一号様式）

6 前項第二号の再就職手当に相当する退職手当支給申請書及び同項第四号の常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書の提出は就職するに至った日から一月以内に、同項第三号の就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書の提出は同一事業主の雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業所に雇用され、その職業に就いた日から起算して六月目に当たる日の翌日から起算して二月以内にしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

7 受給資格者は、条例第十一条第十項第五号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、移転費に相当する退職手当支給申請書（第十二号様式）に受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。この場合において、当該退職手当の支給に係る移転が家族を随伴するものであるときは、その家族がその者の収入によつて生計を維

持されている者であることを証明するに足りる書類を、当該申請書に添付しなければならない。

- 8 第六項の規定は、前項の規定による移転費に相当する退職手当支給申請書の提出について準用する。この場合において、第六項中「前項第二号の再就職手当に相当する退職手当支給申請書及び同項第四号の常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」とあるのは「移転費に相当する退職手当支給申請書」と読み替えるものとする。
- 9 受給資格者は、条例第十一条第十項第六号に規定する退職手当の支給を受けようとするときは、次の各号に掲げる手当の種類に応じ、当該各号に掲げる書類に受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。
- 一 雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（第十三号様式）
 - 二 雇用保険法第五十九条第一項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（第十三号様式の二）
 - 三 雇用保険法第五十九条第一項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（第十三号様式の三）
- 10 失業者の退職手当（条例第十一条第一項、第二項及び第十項の規定による退職手当をいう。）は、給付申請書の提出があつた日から起算して一月以内に支給する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（昭四五規則七〇・追加、昭五一規則四・昭六〇規則一八・平九規則三三・平一三規則七四・平一五規則六九・平二二規則四七・平二七規則二三・平二八規則七二・一部改正）

第九条 受給資格者は、安定所の指示により雇用保険法第十五条第四項第三号に規定する公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに公共職業訓練等受講届（第十四号様式）に受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。

- 2 支給義務者は、前項の公共職業訓練等受講届の提出を受けたときは、支給台帳に必要な事項を記入したうえ、受給資格証を返付しなければならない。

（昭四五規則七〇・追加、昭五一規則四・平一五規則六九・一部改正）

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給)

第九条の二 条例第十一条第四項又は第五項に規定する退職手当(以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有する者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、次に掲げる書類を支給義務者に提出しなければならない。

一 高年齢求職者給付金に相当する退職手当給付申請書(第十四号様式の二)

二 失業証明書

(昭六〇規則一八・追加)

(準用)

第九条の三 第六条各項(第四項を除く。)及び第八条第一項の規定は高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について、第八条第五項から第九項までの規定は高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができる者(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)に対する条例第十一条第十項第四号から第六号までに規定する退職手当の支給について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは「第十一条第四項又は第五項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者の退職手当受給資格証(第四号様式。以下「受給資格証」という。)」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当受給資格証(第十四号様式の三。以下「高年齢受給資格証」という。)」と、「失業者の退職手当支給台帳(第五号様式。以下「支給台帳」という。)」とあるのは「失業者の退職手当高年齢支給台帳(第十四号様式の四)」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「第十一条第十項第四号」とあるのは「第十一条第十四項において準用する同条第十項第四号」と、「第十一条第十項第五号」とあるのは「第十一条第十四項において準用する同条第十項第五号」と、「第十一条第十項第六号」とあるのは「第十一条第十四項において準用する同条第十項第六号」と読み替えるものとする。

(昭六〇規則一八・追加、平二八規則七二・一部改正)

(特例一時金に相当する退職手当の支給)

第十条 条例第十一条第六項又は第七項に規定する退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有する者(以下「特例受給資格者」という。)が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類

を支給義務者に提出しなければならない。

一 特例一時金に相当する退職手当の特例給付申請書（第十五号様式。以下「特例給付申請書」という。）

二 失業証明書

（昭五一規則四・全改、昭六〇規則一八・一部改正）

（特例受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合の手続）

第十一条 条例第十一条第八項の規定に該当する特例受給資格者に支給する失業者の退職手当については、前条の規定は適用せず、その者を受給資格者とみなして第八条の規定を適用する。

2 特例一時金に相当する退職手当受給資格証（第十六号様式。以下「特例受給資格証」という。）の交付を受けた者は、条例第十一条第八項の規定に該当するに至ったときは、その保管する特例受給資格証を支給義務者に返還しなければならない。この場合において、支給義務者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、これをその者に交付しなければならない。

（昭五一規則四・全改、昭六〇規則一八・一部改正）

（準用）

第十二条 第六条各項（第四項を除く。）及び第八条第一項の規定は特例一時金に相当する退職手当の支給について、第八条第五項から第九項までの規定は特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることができる者（特例一時金に相当する退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六月を経過していないものを含む。）に対する条例第十一条第十項第四号から第六号までに規定する退職手当の支給について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「第十一条第一項又は第二項」とあるのは「第十一条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失業者の退職手当受給資格証（第四号様式。以下「受給資格証」という。）」とあるのは「特例受給資格証」と、「失業者の退職手当支給台帳（第五号様式。以下「支給台帳」という。）」とあるのは「失業者の退職手当特例支給台帳（第十七号様式）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「第十一条第十項第四号」とあるのは「第十一条第十四項において準用する同条第十項第四号」と、「第十一条第十項第五号」とあるのは「第十一条第十四項において準用する同条第十項第五号」と、「第十一条第十項第六号」とあるのは「第十一条第十四項において準用する同条第十項第六号」と読み替えるものとする。

(昭五一規則四・全改、昭六〇規則一八・平二八規則七二・一部改正)

(条例第十一条第一項の職員に準ずる者として規則で定める者)

第十三条 条例第十一条第一項に規定する職員に準ずる者として規則で定める者は、職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者とする。

(昭六〇規則一八・全改、昭六三規則四〇・平四規則七五・平一三規則七四・令四規則五三・一部改正)

(条例第十一条第一項の特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者)

第十三条の二 条例第十一条第一項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者は、次のとおりとする。

- 一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者
- 二 勤務公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者
- 三 地方公務員法第二十八条第一項第二号の規定により免職された者又はこれに準ずる処分を受けた者
- 四 公務上の特定傷病により退職した者
- 五 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(平一三規則七四・追加、平一八規則七〇・平二一規則七〇・令元規則三三・一部改正)

(条例第十一条第一項の規則で定める理由)

第十四条 条例第十一条第一項の規則で定める理由は、次のとおりとする。

- 一 疾病又は負傷(条例第十一条第十項第三号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該傷病手当に相当する退職手当に係る疾病又は負傷を除く。)
- 二 前号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるもの

(昭五一規則四・追加、昭六〇規則一八・一部改正)

(受給期間延長の申出)

第十五条 条例第十一条第一項の申出は、受給期間延長等申請書(第十八号様式)に医師の証明書その他の第十四条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添付して、支給義務者に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十一条第一項に規定する者に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならない。
- 4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 5 支給義務者は、第一項の申出をした者が条例第十一条第一項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書(第十九号様式)を交付しなければならない。この場合において、支払義務者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、これをその者に返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を支給義務者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、支給義務者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 一 その者が提出した受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - 二 条例第十一条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の支払義務者に提出しなければならない。
- 8 前項の規定は、第二項ただし書及び第六項の場合における第一項の申出について準用する。

(昭五一規則四・追加、平二七規則二三・令元規則三三・令四規則五三・一部改正)

(条例第十一条第三項の求職の申込みをしないことの申出)

第十五条の二 前条第一項、第四項及び第五項の規定は、定年に達したこと等(条例第十一条第三項に規定する当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のもの及び第十五

条の三各号に規定するものを除く。)を開始した職員及び第十五条の四各号に規定する職員を除く。)により退職した者が一定の期間求職の申込みをしないことの申出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第十一条第一項」とあるのは「条例第十一条第三項」と、「受給期間延長等申請書(第十八号様式)」とあるのは「定年退職者等の受給期間延長等申請書(第二十号様式)」と、「医師の証明書その他の第十四条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証」とあるのは「受給資格証」と、「受給期間延長等通知書(第十九号様式)」とあるのは「定年退職者等の受給期間延長等通知書(第二十一号様式)」と、「理由がやんだ場合」とあるのは「求職の申込みをしないこととして申し出た期間内に求職の申込みを行つた場合」と読み替えるものとする。

(昭六〇規則一八・追加、令四規則五三・一部改正)

(条例第十一条第三項の規則で定める事業)

第十五条の三 条例第十一条第三項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して三十日を経過する日が、条例第十一条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が条例第十一条第十項第四号に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと支払義務者が認めたもの

(令四規則五三・追加)

(条例第十一条第三項の規則で定める職員)

第十五条の四 条例第十一条第三項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第十一条第一項に規定する退職の日以前に同条第三項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして支払義務者が認めた職員

(令四規則五三・追加)

(支給の期間の特例の申出)

第十五条の五 条例第十一条第三項に規定する規則で定めるところ(定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合を除く。)は、条例第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が知事にその旨を申し出た場合とする。

2 前項の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、支払義務者に提出することによつて行ふものとする。

3 前二項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第十一条第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 支払義務者は、特例申出をした者が条例第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、支払義務者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を支払義務者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、支払義務者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十一条第三項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

6 第十五条第七項の規定は特例申出並びに第三項ただし書の場合及び前項の場合における特例申出について、第十五条第三項及び第四項の規定は第三項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(令四規則五三・追加)

(条例第十一条第九項第二号に規定する規則で定める者)

第十五条の六 条例第十一条第九項第二号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に

掲げる者は、当該各号に定める者とする。

一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの

二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十一条第九項第二号イに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

(平二九規則五五・追加、令四規則五三・旧第十五条の三繰下)

(基本手当に相当する退職手当の支給期日の延長通知等)

第十六条 第九条第一項の公共職業訓練等受講届を提出した受給資格者が、条例第十一条第九項第一号に該当する者として、同項の規定により基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、その都度、公共職業訓練等受講証明書を支給義務者に提出しなければならない。

2 支給義務者は、雇用保険法第二十五条第一項に規定する措置が決定された場合においては、当該措置に係る地域に居住する受給資格者であつて同項に規定する当該広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であると安定所の長が認定したものに対して、その旨を通知するとともに、必要な事項を受給資格証に記載しなければならない。ただし、雇用保険法第二十六条第一項の規定に該当する者については、この限りでない。

3 支給義務者は、雇用保険法第二十七条第一項の措置が決定された場合においては、当該措置に基づく基本手当の支給を受けることとなる者に対してその旨を通知するとともに、必要な事項を受給資格証に記載しなければならない。

(昭五一規則四・追加、昭六〇規則一八・平一三規則七四・平二七規則二三・一部改正)

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第十六条の二 条例第十三条第二号に規定する規則で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

一 知事 知事

二 職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであつて、前号に掲げる者以外のもの 職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関)

(平二一規則七〇・全改)

(一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第十六条の三 条例第十四条第一項に規定する規則で定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員であつた者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(平二一規則七〇・全改)

(一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第十六条の四 条例第十九条第六項に規定する規則で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

(平二一規則七〇・全改)

(未復員者の勤続期間の計算)

第十七条 未復員者が本邦に帰還後引き続いて職員となつた場合におけるその者の未復員者としての期間は、職員としての在職期間に引き続くものとし、勤続期間の計算については条例第九条(第五項を除く。)の規定の例による。

(昭二九規則六〇・追加、昭四五規則七〇・旧第六条繰下、昭五一規則四・旧第十三条繰下)

(未帰還職員の勤続期間の計算)

第十八条 条例附則第九項に規定する職員が、本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる者については、適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については、適用しないものとする。但し、条例附則第九項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。

（昭二九規則六〇・追加、昭三六規則九九・一部改正、昭四五規則七〇・旧第七条繰下、昭五一規則四・旧第十四条繰下）

第十九条 条例附則第七項に規定する規則で定める者は、第五条第四項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。）であつた者とする。

2 条例附則第七項に規定する規則で定める期間は、三年（特殊の事情があると認められる場合には、支給義務者が知事と協議して定める期間を加算した期間）とする。

3 条例附則第七項に規定する者の適用日の前日（適用日以後に第五条第四項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、条例附則第七項の規定に該当するものを除き、第五条の規定を準用するほか、条例第九条の規定の例による。

（昭三六規則九九・追加、昭四五規則七〇・旧第七条の二繰下・一部改正、昭五一規則四・旧第十五条繰下・一部改正）

（国家公務員等の在職期間の通算）

第二十条 国家公務員又は他の地方公共団体（地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の公務員（同項に規定する特定地方独立行政法人に使用される者を含む。以下同じ。）（以下これらを「国家公務員等」という。）から引き続いて職員となつた者の国家公務員等としての在職期間（これに引き続く国家公務員又は当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員としての在職期間を含む。）については、国又は当該地方公共団体における退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において職員が退職手当を支給されないで、引き続いて国家公務員等となつた場合に、職員としての勤続期間を国家公務員等としての勤続期間に通算することと定められているときは、これを職員としての在職期間に通算する。この場合において、当該職員の国

家公務員等としての引き続いた在職期間については、条例第九条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、次に掲げる期間をその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、当該職員が国家公務員等を退職したことにより退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国又は当該地方公共団体の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合は、当該給与の額を退職の日におけるその者の俸給又は給料の月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 職員が、条例第二十一条第二項の規定により退職手当を支給されないで国家公務員等となり、引き続いて国家公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二 国家公務員又は特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び国家公務員又は特定地方公務員となるため退職し、かつ、国家公務員又は特定地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の国家公務員又は特定地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の国家公務員又は特定地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三 特定公庫等職員が、当該特定公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員又は特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員又は特定地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

四 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員又は特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員又は特定地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- 2 前項の規定に該当する職員のうち、国家公務員等として第五条又は第十七条から第十九条までの規定に該当する特殊の事情がある者の在職期間の計算については、これらの規定を準用する。
- 3 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社に使用される者としての在職期間（以下この項において「旧公社職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社に使用される者（常勤の者に限る。）として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社を使用される者（常勤の者に限る。）となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社を使用される者（常勤の者に限る。）として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社に使用される者（常勤の者に限る。）として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社に使用される者（常勤の者に限る。）となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社に使用される者（常勤の者に限る。）として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社に使用される者（常勤の者に限る。）としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 5 昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道に使用される者（常勤の者に限る。）としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道に使用される者（常勤の者に限る。）としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道に使用される者（常勤の者に限る。）として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理

法」という。) 附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧清算事業団」という。)(以下この項において「承継法人等」という。)に使用される者(常勤の者に限る。)となり、かつ、引き続き承継法人等に使用される者(常勤の者に限る。)として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道に使用される者(常勤の者に限る。)としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等に使用される者(常勤の者に限る。)としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 7 平成十年十月二十一日に旧清算事業団に使用される者(常勤の者に限る。)として在職していた者(債務等処理法附則第十三条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧公団」という。)に使用される者(常勤の者に限る。)となり、かつ、引き続き旧公団に使用される者(常勤の者に限る。)として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道に使用される者(常勤の者に限る。)としての在職期間、同年四月一日から平成十年十月二十一日までの旧清算事業団に使用される者(常勤の者に限る。)としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団に使用される者(常勤の者に限る。)としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧清算事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

- 8 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定公庫等職員となつた者に対する第一項第二号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特定公庫等職員となるため退職したこととみなす。

- 9 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関に使用される者として在職していた者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)に使用される者となり、かつ、引

き続き国立大学法人等に使用される者として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（昭四八規則五五・全改、昭五一規則四・旧第十六条繰下・一部改正、昭六一規則一二・昭六二規則五五・平一一規則一九・平一五規則七七・平一六規則一九・平一八規則七〇・平二一規則七〇・平二六規則二六・平二七規則二三・令四規則五三・一部改正）

第二十条の二 他の地方公共団体の公務員から引き続き職員となつた者のうち、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十七年福島県規則第十五号）の施行の日（以下「昭和五十七年改正規則施行日」という。）前に、引き続き他の地方公共団体（昭和五十七年改正規則施行日前における地方公共団体の退職手当に関する規定に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算する旨の規定（以下「通算規定」という。）がない地方公共団体に限る。）の公務員となるため退職し、かつ、引き続き当該地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び職員となつた者の在職期間の計算については、昭和五十七年改正規則施行日における当該地方公共団体の退職手当に関する規定に通算規定がある場合に限り、前条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の公務員となる前の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（昭五七規則一五・追加、平二一規則七〇・一部改正）

（勤続期間の計算の特例）

第二十条の三 第四条に規定する者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同条に規定する勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間は、条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（令三規則五四・全改）

第二十条の四 第二十条第一項に規定する国家公務員等としての在職期間には、国家公務員等以外の者のうち条例附則第十九項及び第四条に規定する者に相当する者としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 条例附則第二十項及び前条の規定は、国家公務員等であつた者に対する退職手当の算定

の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(平一八規則七〇・追加、平二一規則七〇・令四規則五三・一部改正)

第二十一条 条例附則第八項に規定する規則で定める退職は、職員又は国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員となる場合における当該退職、第五条第二項第三号から第六号まで、同条第三項各号又は同条第五項の退職及び外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失とする。

(昭三六規則九九・追加、昭四五規則七〇・旧第八条の二繰下、昭四八規則五五・一部改正、昭五一規則四・旧第十七条繰下、平二一規則七〇・一部改正)

(未帰還職員の退職手当)

第二十二条 条例附則第九項の規定による退職手当は、当該職員の家族で本邦に住居しているものがある場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。

2 条例第二条の二の規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。

(昭二九規則六〇・追加、昭三六規則九九・一部改正、昭四五規則七〇・旧第九条繰下、昭五一規則四・旧第十八条繰下、平二一規則七〇・一部改正)

(勸しよう退職の特例)

第二十三条 職員が、勸しようにより退職した場合における職員としての在職期間の取扱に関して、この規則の規定によることが適当でない事情がある場合においては、当分の間、その都度知事が定める。

(昭四八規則五五・追加、昭五一規則四・旧第十九条繰下)

(基礎在職期間)

第二十四条 条例第五条の二第二項第六号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- 一 条例第九条の二第三項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の同条第一項に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び同条第三項第一号に規定する国家公務員又は特定地方公務員としての引き続いた在職期間
- 二 条例第九条の二第四項に規定する場合における移行型法人職員としての引き続いた

在職期間

三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号）第十八条第一項に規定する職員として採用された者の同条に規定する特定法人役職員としての引き続いた在職期間

四 条例第五条の二第二項第二号から第五号まで及び前三号に掲げる期間に準ずるものとして知事が定める在職期間

（平一八規則七〇・追加、平二〇規則九七・平二一規則七〇・一部改正）

（職務に密接な関連がある学術研究等への従事が公務の能率的な運営に特に資するものの要件等）

第二十五条 条例第六条の四第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 退職した者が、その休職の期間中、次に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

ア 国立大学法人等、公立大学法人（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）その他の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人以外の同条第一項に規定する独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園を除く。）

ウ 退職した者の休職の期間中、ア又はイに該当していたもの（ア及びイに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、同号の学術の調査、研究又は指導への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして知事の定める要件に該当すること。

2 条例第六条の四第一項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号。以下「自己啓発等休業条例」とい

う。) 第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条第四項に規定する場合に該当するものを除く。) 若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間又は同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。) により現実に職務をとることを要しない期間又は条例第六条の四第一項に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間に限る。) のあつた休職月等 退職した者が属していた同項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。) が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数) になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数) になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(平一八規則七〇・追加、平二〇規則五四・平二一規則七〇・平二六規則五七・平二七規則二三・平二八規則四二・一部改正)

(退職手当の調整額の基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算)

第二十六条 基礎在職期間に職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成十七年福島県条例第十四号。以下この条において「部分休業条例」という。) 第二条第一項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた期間(以下この条において「高齢者部分休業承認期間」という。) があるときは、条例第六条の四第一項に規定する基礎在職期間の各月から部分休業条例第二条第四項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間

の勤務時間の一部について勤務しなかつた期間（以下「高齢者部分休業期間」という。）の二分の一に相当する期間を除算する。この場合において、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業承認期間の月がある高齢者部分休業承認期間の各月にあつては、職員の区分が同一の高齢者部分休業承認期間ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業承認期間の各月から順次に数えて当該職員の区分に対応するそれぞれの高齢者部分休業期間の月数（一月未満の端数がある時は、これを切り上げた月数）の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある高齢者部分休業承認期間の各月を除算する。ただし、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業承認期間の月がない高齢者部分休業承認期間の各月については、当該高齢者部分休業承認期間の各月を除算する。

（平一八規則七〇・追加、平二一規則七〇・一部改正）

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第二十七条 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第六号までに掲げる在職期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第六条の四第一項並びに第二十五条及び次条の規定の適用については、その者は、知事の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- 一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が知事の定めるものであつたときは、知事の定める職務に従事する職員）

（平一八規則七〇・追加）

（職員の区分）

第二十八条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の一又は二の表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する

これらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(平一八規則七〇・追加)

(調整月額に順位を付す方法等)

第二十九条 前条(第二十七条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した職員が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(平一八規則七〇・追加)

(基本給月額に準ずる額)

第三十条 条例第六条の五第二項に規定する規則で定める額は、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額とする。

(平一八規則七〇・追加、平二一規則七〇・一部改正)

(条例附則第十六項ただし書の規則で定める額)

第三十一条 条例附則第十六項ただし書に規定する規則で定める額は、第三十条に規定する給料の月額とする。

(平一八規則七〇・追加、平二一規則七〇・旧第三十二条繰上)

(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の要件)

第三十二条 自己啓発等休業条例第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第九条第四項に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 自己啓発等休業(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められること。
- 二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受

けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第九条第五項に規定する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員から引き続いて職員となつた場合における同項に規定する規則で定める在職期間並びに条例第九条の二第一項、第十条第一項及び第二十一条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。)が五年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(法令の規定により通勤とみなされるものを含む。以下同じ。)による特定傷病若しくは死亡により退職した場合又は公務上の特定傷病若しくは死亡により退職した場合

イ 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)

ウ 条例第二十一条各項(第四項を除く。)の規定により退職手当が支給されずに退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間(公務上の特定傷病又は通勤による特定傷病により同項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

二 地方公務員法第二十九条第一項及び第二項の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 前各号の規定による期間に準ずる期間

3 任命権者は、自己啓発等休業の期間の初日の前日(自己啓発等休業条例第六条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、第一項第一号に掲げる要件に該当することについて知事の承認を得るものとする。

(平二〇規則五四・追加、平二一規則七〇・旧第三十三条繰上・一部改正)

(雑則)

第三十三条 この規則に定めるものを除くほか、退職手当の取扱に関し必要あるときは、その都度知事が定める。

(昭二九規則六〇・旧第五条繰下、昭四五規則七〇・旧第十条繰下、昭四八規則五五・旧第十九条繰下、昭五一規則四、旧第二十条繰下・一部改正、平一八規則七〇・旧第二十四条繰下、平二〇規則五四・旧第三十三条繰下、平二一規則七〇・旧第三十四条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。
- 2 失業者の退職手当支給規則（昭和二十五年福島県規則第二十三号）は、廃止する。
(特定退職者に関する暫定措置)
- 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第十三条の二の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

(令二規則五三・追加)

別表（第二十八条関係）

(平一八規則七〇・追加、平一九規則三七・平二〇規則五四・平二一規則二四・平二五規則二八・平三〇規則六三・一部改正)

- 一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	一 平成十三年十二月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号。以下「平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例」という。）第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの 二 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第四項の規定の適用を受けていた者 三 平成十四年十月十八日から平成十八年三月三十一日までの間にお
-------	--

	いて適用されていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例」という。）第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの 四 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第八条第三項の規定の適用を受けていた者 五 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第二号区分	一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例第七条の二第一項の規定による給料の特別調整額（以下この表において「特別調整額」という。）が給料月額に百分の二十五の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例第十七条第一項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例第十七条第四項又は平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例第十七条第五項に規定する人事委員会規則で定める割合（以下この表において「職務段階別加算割合」という。）が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の二十五の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの

	四 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの 五 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの 六 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第三号区分	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの(第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。) 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の二十の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの(第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。) 七 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの 八 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの

第四号区分	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものの（第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。） 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十四以上の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十六の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものの（第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。） 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 八 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 九 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの
--------------	---

	十 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第五号区分	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。) 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第三号区分の項第五号及び第四号区分の項第五号に掲げる者を除く。) 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの 八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 九 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの

	十一 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第六号区分	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。) 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの又は三級であつたもの 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十以上の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十二以上の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの 八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものの 九 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの 十 平成十四年十月以後平成十八年三月以前の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの

第七号区分	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の十であつたものの支給を受ける者であつたもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。) 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。) 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第六号区分の項第七号に掲げる者を除く。) 八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)の技能労務職給料表、平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号)の技能労務職給料表又は平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令(昭和四十九年福島県警察本部訓令第九号)の技能労務職給料表(以下「平成八年
-------	---

	四月以後平成十八年三月以前の技能労務職給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であり、当該職務の級の九号給以上の給料月額を受けていた者であつたもの 十 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第八号区分	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち知事の定めるもの 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五以上であつたものの支給を受ける者であつたもの又は二級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五であつたものの支給を受ける者であつたもの 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち知事の定めるもの 七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの 八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表

	(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の医療職給料表 (三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち、昭和六十年六月以前の職員の給与に関する条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が三等級以上の等級であつた期間を有するもの又は昭和六十年七月以降の職員の給与に関する条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級以上の級であつた期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて三百六十月を超えていたもの 十 平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であり、当該職務の級の七号給以上の給料月額を受けていた者であつたもの又はその属する職務の級が三級であり、当該職務の級の八号給以下の給料月額を受けていた者であつたもの 十一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の技能労務職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であり当該職務の級の十四号給以上の給料月額を受けていた者であつたもの又はその属する職務の級が二級であり当該職務の級の四号給以上六号給以下の給料月額を受けていた者であつたもののうち、その属する職務の級が一級であり当該職務の級の十四号給以上の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの又はその属する職務の級が二級であり当該職務の級の四号給以上六号給以下の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて百二十月を超えていたもの 十二 平成十三年十二月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者 十三 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第九号区分	第一号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

二 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	一 平成十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成十八年四月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 二 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成十八年四月以後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの 三 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第四項の規定の適用を受けていた者 四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。）第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの 五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第八条第三項の規定の適用を受けていた者 六 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第二号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 二 平成十九年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 三 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、平成十八年四月以後の給与条例第七条の二第一項の規定による給料の特別調整額（以下この表において「特別調整額」という。）が給料月額に百分の二十五の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、平成十八年四月以後の給与条例第十七条第一項の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成十八年四月以後の給与条例第十七条第五項に規定する人事委員会規則で定める割合（以下この表において「職務段階別加算割合」という。）が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの

	四 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの 五 平成十八年四月以後の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの 六 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第三号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの 二 平成十八年四月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 三 平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの 五 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の二十の支給割合を乗じて得た額であるもの又は二種の区分に係る額であるものの支給を受けていたもの 六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、職務段階別加算割合が百分の二十であつたものの支給を受ける者であつたもの（第二号区分の項第二号に掲げる者を除く。） 七 平成十八年四月以後の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの 八 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第四号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 二 平成十八年四月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

	三 平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十四以上の支給割合を乗じて得た額であるもの又は三種若しくは四種の区分に係る額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十四以上の支給割合を乗じて得た額であるもの又は三種若しくは四種の区分に係る額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの 五 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十六の支給割合を乗じて得た額であるもの又は三種の区分に係る額であるものの支給を受けていたもの 六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第二号及び第三号区分の項第五号に掲げる者を除く。） 七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 八 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 九 平成十八年四月以後の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 十 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第五号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 二 平成十八年四月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの 三 平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条例の教育職給料

	表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの （第三号区分の項第三号及び第四号区分の項第三号に掲げる者を除く。） 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の十五であつたものの支給を受ける者であつたもの又は四級であつたもの（第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。） 五 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第四号に掲げる者を除く。） 六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの 八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第六号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 二 平成十八年四月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 三 平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの又は三級であつたもの 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級若しくは特二級であつたもののう

	ち知事の定めるもの又は三級であつたもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。) 五 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十以上の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの 七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち、特別調整額が給料月額に百分の十二以上の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたもの 八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 九 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの 十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第七号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 二 平成十八年四月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 三 平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の十であつたものの支給を受ける者であつたもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。) 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の十であつたものの支給を受ける者であつたもの又は

	特二級であつたもの（第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。） 五 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第六号区分の項第五号に掲げる者を除く。） 七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。） 八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 九 平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の技能労務職給料表、平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の技能労務職給料表又は平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において適用されていた福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令の技能労務職給料表（以下「平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であり、当該職務の級の三十三号給以上の給料月額を受けていた者であつたもの 十 平成二十五年四月一日以後適用されている技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の技能労務職給料表、同日以後適用されている技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の技能労務職給料表又は同日以後適用されている福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令の技能労務職給料表（以下「平成二十五年四月以後技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
--	--

	十一 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの 十二 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第八号区分	一 平成十八年四月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 二 平成十八年四月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 三 平成十八年四月以後平成三十年三月以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五以上であつたものの支給を受ける者であつたもの又は二級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五であつたものの支給を受ける者であつたもの 四 平成三十年四月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五以上であつたものの支給を受ける者であつたもの又は二級であつたもののうち職務段階別加算割合が百分の五であつたものの支給を受ける者であつたもの 五 平成十八年四月以後の給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの 六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち知事の定めるもの 七 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち知事の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの 八 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 九 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち、昭和六十年六月以前の職員の給与に関する条例の医療職給料表（三）の適用を

受けていた者でその属する職務の等級が三等級以上の等級であつた期間を有するもの又は昭和六十年七月以降の職員の給与に関する条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級以上の級であつた期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて三百六十月を超えていたもの

十 平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であり、当該職務の級の五十三号給以上の給料月額を受けていた者であつたもの又はその属する職務の級が三級であり、当該職務の級の三十二号給以下の給料月額を受けていた者であつたもの

十一 平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の五十七号給以上の給料月額を受けていた者であつたもの又はその属する職務の級が二級であり当該職務の級の十七号給以上五十二号給以下の給料月額を受けていた者であつたもののうち、平成十八年三月三十一日以前適用されていた技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の技能労務職給料表、同日以前適用されていた技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の技能労務職給料表又は同日以前適用されていた福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令の技能労務職給料表（以下「平成十八年三月以前技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の十四号給以上の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二級であり当該職務の級の四号給以上六号給以下の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの又は平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の五十七号給以上の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二級であり当該職務の級の十七号給以上五十二号給以下の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもので、か

	つ、これらの期間が合わせて百二十月を超えていたもの 十二 平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 十三 平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち、平成十八年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の十四号給以上の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二級であり当該職務の級の四号給以上六号給以下の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの、平成十八年四月以後平成二十五年三月以前技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であり当該職務の級の五十七号給以上の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの若しくはその属する職務の級が二級であり当該職務の級の十七号給以上五十二号給以下の給料月額を受けていた者であつた期間を有するもの又は平成二十五年四月以後技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつた期間を有するもので、かつ、これらの期間が合わせて百二十月を超えていたもの 十四 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者 十五 前各号に掲げる者に準ずる者として知事の定めるもの
第九号区分	第一号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

第1号様式(第2条第1項第1号)

退職手当(死亡退職に係る退職手当)の受給申出書	
年 月 日	
福島県知事	〔福島県教育委員会又は 福島県警察本部長〕
住 所	
退職当時の 所属機関名	
退職当時の 職 名	
氏 名	
〔死亡退職の場合 は職員との続柄 及び遺族の氏名〕	
生年月日	年 月 日
年 月 日付退職に係る退職手当(死亡した職員の氏名は、年 月 日死亡したので退職手当)の受給に関して次のとおり申し出ます。	
1 退職手当を受領する住所	
2 受領の方法	
(1) 現金払を希望する。	
(2) 隔地払(送金払)を希望する。	
(3) 口座振替を希望する。	
ア 口座振替を受ける指定金融機関名	
イ 預金口座の種別	
ウ 口座の記号番号	
エ 口座の名義人	
3 退職後の就職関係(退職後に引き続き公務員として就職する場合に記載すること。)	
(1) 就職する官公署名	
(2) 就職予定年月日	
4 本年1月1日現在の住所	

注意事項

普通退職の場合

- この申出書には、所得税法(昭和40年法律第33号)第203条に規定する「退職所得の受給に関する申告書」を添付すること。
- 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに、口座振替にあつては、アからエまでの全部について記載すること。

死亡退職の場合

- 1 この申出書には、職員の死亡後に作成された職員と遺族との身分関係が明記されている戸籍謄本を添付すること。
- 2 受領の方法については、希望するものを○で表示するとともに口座振替にあつては、アからエまでの全部について記載すること。
- 3 この申出書の3及び4は記載しないこと。

第3号様式(第6条関係)

給与額調書							
種別 \ 月別	月	月	月	月	月	月	備考
給料月額							退職前6月間の給与総額 (寒冷地手当総額を除く。) () × 1 / 180 = (①)) 円
扶養手当							
超過勤務手当							
宿直手当							
その他							
計							
寒冷地手当							退職前6月間の寒冷地手 当総額 () × 1 / 180 = (②)) 円
合計							① + ② = (③)) 円
退職当時の所属機関名 退職当時の職名 氏 名 上記は、退職前6月間に支払われた給与総額及び各月別内訳に相違ないことを証明しま す。 年 月 日 所属機関の長 氏名 印							

備考

- 「その他」の欄には、その他の給与等(ただし、随時に支払われる給与及び3月を超
える期間ごとに支払われる給与を除く。)の合計額を記載すること。
- ①及び②に記載する数値にあつては少数点以下第2位未満を四捨五入して得た数値
とし、③に記載する数値にあつては1未満の端数があるときは、これを切り捨てて得
た数値とすること。

第4号様式(第6条関係)

<u>失業者の退職手当受給資格証</u>						<table border="1"> <tr> <td>支 給 番 号</td> <td>第 号</td> </tr> </table>		支 給 番 号	第 号
支 給 番 号	第 号								
年 月 日交付									
受給 資格 を有 する 者	氏 名		性別	男・女	年齢	歳			
	住 所 又 は 居 所								
	退 職 事 由								
	退 職 年 月 日	年 月 日	待 期 日 数		日				
	求 職 申 込 日	年 月 日	待 期 満 了 日		年 月 日				
所 定 給 付 日 数				基 本 手 当 の 日 額					
日				円					
受給期間延長日数		日		受給期間延長事由					
注 意 事 項 1 この証は、公共職業安定所に出頭し求職の申込みをする際提示すること。 2 定められた支給日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができない。 3 偽りその他不正の行為によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合がある。 4 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その変更のあつた日から10日以内に、受給資格者氏名・住所等変更届に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及びこの証を添付の上、提出すること。 5 この証を滅失し、又はき損したときは、速やかに再交付を受けること。									
年 月 日 福島県知事 福島県教育委員会又は福島県警察本部長 印									

第5号様式(第6条第2項)

失 業 者 の 退 職 手 当 支 給 台 帳 (表)

受給資格を 有する者	氏 名		旧勤務 場 所		台 帳 番 号
	現 住 所			性 別	男・女
	本 籍 地			年 齢	歳
受給資格証	交付年月日	年 月 日		交 付 責 任 者	氏名
退 職 年 月 日		年 月 日			
退職時支給した退職手当の金額		円			
失業者の退職手当の金額		円	退職前6月間の給与総額		円
同 上 日 額		円	同上の額の $\frac{1}{180}$ 額		円
待 期 日 数		日	失業者の退職手当の 支給ができる年月日		年 月 日
給 付 日 数		日	同上の支給ができな くなる年月日		年 月 日
記 事					

(裏)

支 給 経 過	第 回	自 年 月 日至 年 月 日間 日分				円	
		年 月 日受付		年 月 日支給		責任者	
		給 付 残 日 数		日	給 付 残 額	円	
	第 回	自 年 月 日至 年 月 日間 日分				円	
		年 月 日受付		年 月 日支給		責任者	
		給 付 残 日 数		日	給 付 残 額	円	
	第 回	自 年 月 日至 年 月 日間 日分				円	
		年 月 日受付		年 月 日支給		責任者	
		給 付 残 日 数		日	給 付 残 額	円	
	第 回	自 年 月 日至 年 月 日間 日分				円	
		年 月 日受付		年 月 日支給		責任者	
		給 付 残 日 数		日	給 付 残 額	円	

第5号様式の2(第6条関係)

受給資格者氏名・住所等変更届

			受給資格証番号	
受給資格を有する者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所又は居所			
変更事項	(ふりがな)新氏名			
	(ふりがな)旧氏名			
	新住所又は新居所			
	旧住所又は旧居所			
	変更年月日	年 月 日		
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 福島県知事〔福島県教育委員会又は 福島県警察本部長〕 受給資格者氏名				

注意事項

- 1 氏名又は住所若しくは居所(以下「住所等」という。)を変更したときは、その変更のあつた日から10日以内にこの届書を提出すること。
- 2 この届書には、氏名又は住所等の変更の事実を証明することができる官公署が発行した住民票の写し等の書類を添付すること。
- 3 氏名又は住所等のうち、一方の変更のみの場合には、表題の一方を○で囲み、変更事項欄については該当する欄のみを記載すること。

第6号様式(第7条第1項)

職 員 在 職 証				
年 月 日交付				
退職した職員	氏 名		性別	男・女
	生年月日及び年齢	年 月 日 満 歳		
	住 所 又 は 居 所			
	就 職 年 月 日	年 月 日		
	退 職 年 月 日	年 月 日		
	勤 続 期 間	月		
	退職当時の職名 又は雇用区分			
上記の事項を確認します。				
退職した職員の氏名				
上記のとおり在職していたことを証明します。				
公署等	名 称			
	所 在 地		電話 番号	
任 命 権 者 の 氏 名		印		

注意事項

退職した職員の注意事項

- 1 記載事項に相違ないと認めたときは、確認欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- 2 退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となつた場合には、再就職した任命権者に提出すること。
- 3 この証は、1年間大切に保管すること。

任命権者の記載心得

- 1 職員が基本手当に相当する退職手当の受給資格を得られずに退職した場合、任命権者は、この証に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通に印を押したうえ退職した職員に交付し、1通(写)を保管しておくこと。
- 2 記載上の注意
 - (1) 就職年月日欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
 - (2) 勤続期間欄には、退職した職員の就職した日から退職した日までの期間について計算した勤続期間を記載すること。
(ただし、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第13条の規定により当該所定の期間を超えて勤務することなく退職した場合を除く。)
 - (3) 公署等欄には、この証を交付する公署等の名称、所在地を記載すること。

第7号様式(第8条第2項第1号)

失業者の退職手当給付申請書

年 月 日

福島県知事〔福島県教育委員会又は
福島県警察本部長〕

退職当時の所属機関名
氏 名

下記により、失業者の退職手当を給付してください。

記

1 住 所

2 退 職 し た 日

3 待 期 日 数

4 給 付 日 数

5 前回までの受給日数

(第1回)

年 月 日から
年 月 日まで

日分

円

(第2回)

年 月 日から
年 月 日まで

日分

円

(第3回)

年 月 日から
年 月 日まで

日分

円

6 今回の申請日数

年 月 日から
年 月 日まで

日分

円

注意事項 この申請書は、申請のつと提出すること。

58/104

第8号様式(第8条関係)

失 業 証 明 書	
住 所 氏 名	
上記の者は、下記の期間失業していたことを証明します。	
年 月 日	
公共職業安定所長 氏 名	
記	
1 求職申込日	年 月 日
2 求職申込日から	日間(待期日数)
3 年 月 日から } 年 月 日まで }	日間(申請日数)

注意事項

- 1 この証明書は、申請の都度給付申請書に添付して提出すること。
- 2 この証明書中の求職申込日は、「失業者の退職手当受給資格証」、「高年齢求職者給付金に相当する退職手当受給資格証」又は「特例一時金に相当する退職手当受給資格証」を提示して求職申込みをした日とする。
- 3 第2回目以後の申請に際しては、この証明書中待期日数及び前回までの証明に係る失業の期間の記載は要しない。

第9号様式(第8条関係)

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号																																																
待期満了年月日	年 月 日																																															
受 給 期 間	年 月 日から			年 月 日まで																																												
認 定 日 数	日			受 講 日 数	日																																											
通 所 日 数	日			寄 宿 日 数	日																																											
内 職 (労 働 日 数)	日			内 職 (収 入 額)	円																																											
就 業 手 当 支 給 日 数	日																																															
(ア) 受 講 者 氏 名				(イ) 証 明 対 象 期 間	年 月																																											
(ウ) 訓 練 受 講 職 種																																																
(エ) 右のカレンダーに該当する印を付けること。 A 公共職業訓練等が行われなかった日 (日曜日・祝日等) =印 B 公共職業訓練を受けなかった日のうち a 疾病又は負傷による場合 ○印 b a以外でやむを得ない理由がある場合 △印 c やむを得ない理由がない場合 ×印																																																
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td colspan="4"></td> </tr> </table>														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																										
8	9	10	11	12	13	14																																										
15	16	17	18	19	20	21																																										
22	23	24	25	26	27	28																																										
29	30	31																																														
(オ) 特 記 事 項																																																
上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)																																																
(カ) (イ)の期間中の就職、就労、内職又は手伝いの有無	a 有 b 無																																															
(キ) (イ)の期間中の内職又は手伝いによる収入の有無	a 有 b 無																																															
(ク) 寄宿の有無	有()・ 無																																															
上記のとおり申告します。 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会又は福島県警察本部長) 受給資格者(受講者)氏名																																																
備 考																																																

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を(オ)の欄に記載すること。
- 2 この証明書は、給付申請書の添付書類として、受給資格証と併せて提出すること。
- 3 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかった場合又は偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 (カ)の欄及び(キ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、(カ)の欄又は(キ)の欄のaに該当する者は、その内容を失業証明書発行依頼の際に公共職業安定所長に申告するとともに備考欄に記載すること。
- 5 (カ)の欄及び(キ)の欄の「(イ)の期間」は、公共職業訓練等の受講を開始する前及び終了した後の期間を除くものであること。
- 6 (カ)の欄の「就職」及び「就労」とは、事業主に雇用され、自営業を営み、会社の役員若しくは嘱託となった場合等職業として認められるものに就いたこと、日雇労働者として臨時に労働したこと又は原則として1日の労働時間が4時間以上である自営業を開始するための準備、ボランティア活動等をしたこと(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、「就職」及び「就労」となること。)をいう。なお、賃金等の報酬がない場合であつても、「就職」及び「就労」となること。
- 7 (カ)の欄及び(キ)の欄の「内職」及び「手伝い」とは、いかなる仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、ボランティア活動等の他人の仕事の手助けをした場合等あなたが労働した場合で、(カ)の欄の「就職」及び「就労」とはいえない程度のものをいう。なお、収入を得ていない場合であつても「内職」及び「手伝い」となること。
- 8 (ク)の欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」に該当する者が、別居して寄宿していない日がある場合は、その日及び理由を括弧内に記入すること。

第10号様式(第8条関係)

傷病手当に相当する退職手当支給証明書

			受給資格証番号			
受給者氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日
診療担当者 の 証明	傷病の名称及びその程度					
	初 診 年 月 日		年 月 日			
	傷 病 の 経 過		年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中			
	(ア) 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで		} 日間	
	上記のとおり証明します。 年 月 日		診療機関の所在地及び名称（電話番号） 診療担当者 氏 名			
支給期間	(イ) 健康保険の傷病手当金等の支給を受けることができる期間		年 月 日から 年 月 日まで		} 日間	
	(ウ) 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで		} 日間	
※ 処 理 欄	支給期間		年 月 日から 年 月 日まで		} 日間	

注意事項

- 1 (イ)欄には、(ア)欄の期間のうち健康保険法による傷病手当金のほか、次の給付を受けることができる場合には、その期間を記入すること。
 - (1) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付等
 - (2) 船員法による傷病手当
 - (3) 地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により職員に対して支給されるこれに相当する給付
 - (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付、その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

第10号様式の2(第8条関係)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

(ア) 受給資格者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	住所又は居所	電話番号()		
(イ) 就職先の事業所	名 称		事業所番号	
	所 在 地	電話番号()		
	事業の種類			
(ウ) 職業に就いた日等	a 一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
	一週間以上の所定労働時間		時間 分	
	雇 用 年 月 日		年 月 日	
	雇 用 期 間			
	支給対象期間中の就業日数		合計 日	
	b a以外の就業			
	就 業 先 の 事 業 所 等	就業期間	就業日数	就 業 内 容
(エ) 上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)				
(オ) (イ)及び(ウ)の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か			a 離職前事業主である b 離職前事業主ではない	
(カ) 申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか否か			a 雇用の予約があつた b 雇用の予約はない	
(キ) 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、公共職業安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けたか否か			a 紹介を受けた b 紹介を受けていない	
職業紹介事業者の名称			電話番号()	
上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 [福島県教育委員会又は] [福島県警察本部長] 受給資格者氏名				
次 回 申 請 日		※ 支 給 決 定 年 月 日		※ 支 給 金 額
月 日まで		年 月 日		円 日分

注意事項

- 1 この申請書は、受給資格証及び就業したことを証明する給与明細書等の資料の写しを添えて提出すること。
- 2 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 (イ)の「就職先の事業所」欄には、(ウ)のa欄の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類(雇用契約書、雇入通知書等)の写しを添付すること。
- 4 (ウ)のb欄には、(ウ)のa欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。
「就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等(自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要)とその電話番号を記入する。
「就業期間」欄には、その就業した日について「就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること。
「就業日数」欄には、「就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。
「就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。
- 5 (オ)及び(カ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
この場合、(オ)の欄の「関連事業主」とは、就業した事業所が一定の資本の状況からみて離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主のことをいう。
- 6 (キ)の欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当する記号を○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。
- 7 ※印欄には、記入しないこと。

第10号様式の3(第8条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

(ア) 受給資格者	氏 名			
	住所又は居所	電話番号()		
(イ) 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称		事業所番号	
	所 在 地	電話番号()		
	事業の種類			
(ウ) 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	(エ) 採用内定年月日	年 月 日	
(オ) 職 種		(カ) 一週間の所定労働時間	時間 分	
(キ) 賃金月額	万 千円	a定めなし 年 月 日まで b定めあり (年 か月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)		
(ケ) 上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者名)				
(コ) (ウ)の雇入年月日 又は事業開始年月日 前3年間における就 業についての再就職 手当に相当する退職 手当又は常用就職支 度手当に相当する退 職手当の受給の有無		a 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。		
		b 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。		
上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 [福島県教育委員会又は] [福島県警察本部長] 受給資格者氏名				
※ 所定給付日数	※ 支給残日数	※ 支給金額	※ 支給決定年月日	
日	日	円	年 月 日	

注意事項

- 1 この申請書は、(ウ)の欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌月から起算して1月以内に、支給義務者に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えて提出すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 雇用された受給資格者にあつては(ア)から(コ)までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては(ア)から(ウ)及び(コ)の欄に記入すること。
- 5 (ク)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「b 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 (コ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、(ケ)の欄の証明を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記入しないこと。

第10号様式の4(第8条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

(ア) 受給資格者	氏 名		受給資格 証 番 号		
	住所又は 居 所	電話番号()			
(イ) 就 職 先 の 事 業 所	名 称				
	所 在 地	電話番号()			
(ウ) 1週間の所定労働時間	時 間 分	(エ) 求職申込み時 等に明示した 賃金月額	万 千円		
(オ) 雇用期間中の賃金支払状況					
A 賃 金 支 払 対 象 期 間	B Aの基 礎日数	C 賃 金 額			D 備 考
		a	b	計	
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
月 日～ 月 日					
就 職 年 月 日～ 月 日					
(カ) 上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者名)					
上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 〔福島県教育委員会又は 福島県警察本部長〕 受給資格者氏名					
備 考					

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月
に至った日の翌日から起算して2月以内に、支給義務者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証を添付すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職
手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそ
れに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 申請書の記載について
 - (1) 受給資格者は、(ア)の欄及び申請の欄を記入すること。
 - (2) 受給資格者を雇用した事業主は、(イ)から(カ)までの欄をそれぞれ記入するこ
と。
 - (3) (ウ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6
月に至った時点における1週間の所定労働時間を記入すること。
 - (4) (エ)の欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、受給資格者に対して明示
した賃金月額を記入すること。
 - (5) (オ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達
する賃金締切日(賃金締切日が1月中に2回以上ある者については月の末日に最も近
い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者につい
ては月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締
切日までの期間ごとにそれぞれ記入すること。
 - (6) 事業主は、(カ)の欄の証明を行うこと。
- 5 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給し
た金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処
罰されることがある。

第11号様式(第8条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

(ア) 受 給 資 格 者	氏 名			
	住所又は居所	電話番号()		
(イ) 就 職 先 の 事 業 所 (開始した事業)	名 称		事業所番号	
	所 在 地	電話番号()		
	事 業 の 種 類			
(ウ) 雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年 月 日	(エ) 採用内定年月日	年 月 日	
(オ) 職 種		(カ) 一 週 間 の 所 定 労 働 時 間	時間 分	
(キ) 賃 金 月 額	万 千円	(ク) 雇 用 期 間	a定めなし → 年 月 日まで b定めあり (年 か月) 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年以上雇用する見込み(ア 有 イ 無)	
(ケ) 上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者名)				
(コ) (ウ)の雇入年月日 又は事業開始年月日 前3年間に於ける就 業についての再就職 手当に相当する退職 手当又は常用就職支 度手当に相当する退 職手当の受給の有無	a 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	b 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 [福島県教育委員会又は] [福島県警察本部長] 受給資格者氏名				
※ 支 給 金 額	円	※支給決定年月日	年 月 日	

注意事項

- 1 この申請書は、(ウ)の欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌月から起算して1月以内に、支給義務者に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 雇用された受給資格者にあつては(ア)から(コ)までの欄に記入すること。
- 5 (ク)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「b 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年以上雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 (コ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は、(ケ)の欄の証明を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 ※印欄には、記入しないこと。

第12号様式(第8条関係)

移転費に相当する退職手当支給申請書

受給資格者	氏名			※ 受給資格証番号											
	移転前の住所又は居所														
	移転後の住所又は居所														
就職先の事業所又は公共職業訓練等の施設名	名称														
	所在地														
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その名称及び所在地	名称														
	所在地														
就職決定年月日又は入所決定年月日	年 月 日	※ 雇 用 期 間													
移転開始予定年月日	年 月 日	乗車(船)の場所 (出発空港)		下車(船)の場所 (到着空港)											
移転する者の氏名	生年月日	続柄	※ 鉄 道 賃		※ 船 賃		※ 航空賃		※ 車 賃		※ 移転料		※ 計		
			距離	運賃	急行料	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額		距離	支給額
本人			km	円	円	円	km	円	km	円	km	円		円	
家族															
※ 合 計			/				/		/				km	円	円
上記により移転費に相当する退職手当を給付してください。 年 月 日							※ 就職先の事業主から給与される就職支度金					円			
福島県知事							※ 差 引 支 給 額					円			
〔 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 〕															
							受給資格者 氏 名								

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1月以内に、支給義務者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付すること。
- 3 家族欄には、随伴する同居の親族のうち受給資格者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明するに足りる書類を添付すること。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

第13号様式(第8条関係)

求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書

申請書	氏 名					性別	男・女	※備考						
	住所又は居所													
訪問事業所	名 称	所 在 地												
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第8条第9項の規定により上記のとおり、求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会又は 福島県警察本部長) 申請者 氏 名														
※	区間	鉄 道 賃				船 賃		航空賃		車 賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算 キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行 料金 (円)	計 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	支給 額 (円)	距離 (キロメートル)	支給 額 (円)			
	合 計													
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額											円			
差 引 支 給 額											円			

注意事項

- この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に支給義務者に提出すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

第13号様式の2(第8条関係)

求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名		性 別	男・女	※ 備 考	
	住所又は居所					
講 座	教育訓練施設の名称	講 座 名	受給開始 年 月 日	受講修了 年 月 日	当 該 講 座 に 関 連 す る 公 的 資 格	受講費(入 学料含む)(円)
					資格名 () 分類 (1～9) 裏面参照	
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第8条第9項の規定により上記のとおり求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 申請者氏名						
※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日					
	計 算 欄				支 給 額 (円)	
備 考 欄						

注意事項

1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証明書」という。)に記載された受講終了日の翌日から起算して1月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給者証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、支給義務者に提出すること。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。

(1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

(2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を教育訓練実施者が発行したクレジット伝票でもよい)、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に必要。)

3 申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

(2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の両方に記載された額と同一額になっていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額になっていることを確認すること。

(3) ※印欄には、記載しないこと。

第13号様式の3(第8条関係)

求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名				性別	男・女	※備考		
	住所又は居所								
1 保育等サービス	項番	保育等サービス 利用理由	保育等サービス 事業者名	保育等 サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等 サービス名	保育等サービス 利用期間内の 求職活動 実施日	保育等サービス 利用期間内の 求職活動 実施日数	費用 (自己負担分) (円)
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	※(01～14)裏面参照		日	
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	※(01～14)裏面参照		日	
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	※(01～14)裏面参照		日	
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため			日	※(01～14)裏面参照		日	
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第8条第9項の規定により上記のとおり求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 申請者氏名									

※ 処 理 欄	支給決定年月日	年	月	日
	項番	計 算 欄		支 給 額(円)
	①			
	②			
	③			
	④			
	合計			

備考	
----	--

注意事項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間(求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当))中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、失業証明書提出時に受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格者証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、支給義務者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行うこと。

2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい)、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類(「教育訓練修了証明書」など)

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

3 申請書の記載について

(1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。

ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものでないものは、記載しないこと。

(2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) 1欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
(ファミリー・サポート・センター事業)		

(4) 費用(自己負担分)の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」(又はクレジット契約証明書)の額と同一となっていることを確認すること。

(5) ※印欄には、記載しないこと。

第14号様式(第9条関係)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届											
受給資格者に関する事項	氏 名						受給資格証番号				
	住所又は居所		電話番号（ ）								
公共職業訓練等に関する事項	種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条第1項の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5項に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練				
		職 種				期 間			昼夜間の別	昼 間 ・ 夜 間	
		受講開始年月日	年 月 日			終了予定年月日			年 月 日		
		この欄の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日									
	公共職業訓練等の施設の長の職 氏 名										
寄宿に関する事項	寄宿の事実		有 ・ 無		寄宿開始年月日		年 月 日				
	寄宿前の住所又は居所										
	家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所				
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
				歳	有・無	同居・別居					
公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名											
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長											
※処理欄	条例第11条第9項の基本手当に相当する退職手当			技能習得手当に相当する退職手当		寄宿手当に相当する退職手当		証 明 認 定			
	円			円		円					

注意事項

- 1 この届書には、受給資格証を添付すること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があつたときは、速やかに届け出ること。
- 3 家族の状況に関する事項については、市町村長の証明書を添付するよう指示することがある。
- 4 ※印欄には、記入しないこと。

第14号様式の2(第9条の2関係)

高年齢求職者給付金に相当する退職手当給付申請書	
年 月 日	
福島県知事	〔福島県教育委員会又は 福島県警察本部長〕
退職当時の所属機関名	
氏 名	
下記により、失業者の退職手当を給付してください。	
記	
1	住 所
2	退職した日
3	給付日数

第14号様式の3(第9条の3関係)

(表 面)

支給番号					
高年齢求職者給付金に相当する退職手当受給資格証					
高年齢受給資格者	氏 名			男・女	年齢
	住 所 又 は 居 所				
退 職 事 由					
求 職 年 月 日		年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日	
待 期 満 了 年 月 日		年 月 日	基 本 手 当 (日額)	円	
失 業 の 認 定 日			年 月 日		
(年 月 日交付)					
福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 印					
月・日	支 給 日 数	支 給 金 額	摘 要	取扱者印	
・					
・					
・					
・					

(裏 面)

注 意 事 項
1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。 2 偽りその他不正の行為によつて高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合がある。 3 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、届書を提出すること。

第14号様式の4(第9条の3関係)

失業者の退職手当高年齢支給台帳

受給資格を有する者	氏名		旧勤務場所		台帳番号
	現住所			性別	男・女
	本籍地			年齢	歳
受給資格証	交付年月日	年 月 日		交付責任者	氏名
退職年 月 日			年 月 日		
退職時支給した退職手当の金額			円		
失業者の退職手当の金額	円		退職前6月間の給与総額	円	
同上日額	円		同上の額の $\frac{1}{180}$ 額	円	
給付日数	円		支給金額	円	

第15号様式(第10条第1項)

特例一時金に相当する特例給付申請書	
年 月 日	
福島県知事	〔福島県教育委員会又は 福島県警察本部長〕
退職当時の所属機関名	
氏 名	
下記により、失業者の退職手当を給付してください。	
記	
1	住 所
2	退職した日
3	給付日数

第16号様式(第11条関係)

(表面)

支給番号					
特例一時金に相当する退職手当受給資格証					
特例 受給 資格 者	氏 名			男・女	年齢
	住 所 又 は 居 所				
退 職 事 由					
求 職 年 月 日		年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日	
待 期 満 了 年 月 日		年 月 日	基 本 手 当 (日額)	円	
失 業 の 認 定 日			年 月 日		
(年 月 日交付)					
福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 印					
月・日	特 例 一 時 金 支 給 日 数	支 給 金 額	摘 要	取扱者印	
・					
・					
・					
・					

(裏面)

注 意 事 項
1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。 2 偽りその他不正の行為によつて特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合がある。 3 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、届書を提出すること。

第17号様式(第12条)

失業者の退職手当特例支給台帳

受給資格を有する者	氏名		旧勤務場所		台帳番号
	現住所			性別	男・女
	本籍地			年齢	歳
受給資格証	交付年月日	年 月 日		交付責任者	氏名
退職年 月 日		年 月 日			
退職時支給した退職手当の金額		円			
失業者の退職手当の金額	円	退職前六月間の給与総額		円	
同上日額	円	同上の額の $\frac{1}{180}$ 額		円	
給付日数	円	支給金額		円	

第18号様式(第15条第1項、第15条の5)
受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名				性別	男・女
	住所又は居所					
② 退職年月日	年 月 日					
③ 支給番号						
④ この申請を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由					
④のイの理由が ⑤ 疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
⑥ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項・第15条の5第2項の規定により上記のとおり申請します。 福島県知事						
福島県教育委員会又は 福島県警察本部長						
申請者 氏 名						
※ 処 理 欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで				

- 注意
- 1 この申請書に受給資格者証を添えて提出すること。
 - 2 ⑥欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
 - 3 ※印欄には、記載しないこと。

第19号様式(第15条、第15条の5関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		支給番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事実を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第5項・第15条の5第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会又は福島県警察本部長) 職印			

注意

- 1 この通知書は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)は速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

第20号様式(第15条の2関係)
定年退職者等の受給期間延長等申請書

① 申 請 者	氏 名		性 別	男・女
	住所又は 居 所			
② 退 職 年 月 日	年 月 日			
③ 支 給 番 号				
求職の申込みを しないことを希 望する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第 15 条の 2 の規定により上記のとおり申 請します。 福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 申請者 氏 名				
※ 処 理 欄	延長期間	年 月 日から	年 月 日まで	

- 注意
- 1 この申請書に受給資格者証を添えて提出すること。
 - 2 ※印欄には、記載しないこと。

第21号様式(第15条の2関係)

定年退職者等の受給期間延長等通知書

申請者氏名		支給番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由			
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第15条の2の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日			
福島県知事 福島県教育委員会又は 福島県警察本部長 職印			

注意

- 1 この通知書は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 定年退職者等の受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたときは速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 求職の申込みをしないこととして申し出た期間内に求職の申込みを行つた場合は、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

附 則（昭和二九年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。

附 則（昭和三〇年規則第一三九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。ただし、第二条第一項の改正規定は昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三一年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の規定は、昭和三十年九月一日から適用する。

附 則（昭和三二年規則第一一六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年十月十六日から適用する。

附 則（昭和三五年規則第八八号）抄

- 1 この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき交付を受けている検査証、検査吏員証その他の証書は、この規則による改正後の各規則の相当規定に基づき交付を受けた検査証、検査吏員証その他の証書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき提出している申請書、願書、報告書等の書類は、この規則による改正後の各規則の相当規定に基づき提出した申請書、願書、報告書等の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき調製してある簿冊は、この規則による当該簿冊の様式の改正にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間、使用することができる。

附 則（昭和三六年規則第九九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の福島県職員退職手当支給規則（以下「新規則」という。）第三条の二、第三条の三及び第四条の規定は昭和三十五年四月一日から、新規則第五条及び第七条の二の規定は昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について、第五条の二の規定は昭和三十六年四月一日以後の退職に係る退職手当について、第八条の二の規定は昭和三十六年三月一日以後の退職にかかる退職手当について、それぞれ適用する。

附 則（昭和三八年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年二月一日以後退職した職員の退職手当について適用する。ただし、この規則による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行

規則第五条第八項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四〇年規則第九〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月三十日以後退職した職員の退職手当について適用する。

附 則（昭和四十一年規則第一七号）

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和四十年三月三十一日以前において職員（条例第二条第一項に規定する職員及び同条第二項に規定する職員とみなされる者並びにこの規則による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一項に規定する職員に準ずる者をいう。以下この項において同じ。）であつた期間（昭和四十年四月一日以後の職員であつた期間に引き続く同日前の職員であつた期間を除く。）は、改正後の規則第十二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する期間に含まれないものとする。
- 3 昭和二十年八月十五日前に軍人軍属の身分を失つたことがある者の同日前における勤続期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（昭和四八年規則第五五号）

改正 昭和六二年七月二八日規則第五五号

平成一八年三月三十一日規則第七〇号

平成二一年七月一四日規則第七〇号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和四十七年十二月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、改正後の規則第十六条第一項の規定は、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の施行の日（昭和四十八年五月十七日。以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。
- 3 法施行日前に、国家公務員又は特定地方公共団体（法施行日において地方公共団体のうち、退職手当に関する規定において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は

特定公庫等（福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福島県条例第四十六号。以下「条例第四十六号」という。）による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第九条の二第一項に規定する特定公庫等をいう。）に相当する公庫等（以下「地方公庫等」という。）に使用される者（以下「地方公庫等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は当該地方公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体の公務員となつた場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公庫等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものをいう。以下同じ。）の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定指定法人（条例第四十六号附則第九項に規定する特定指定法人をいう。以下同じ。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて再び国家公務員又は特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員として在職した後さらに引き続いて職員となつた場合においては、先の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間の計算については、改正後の規則第十六条第一項ただし書の規定は、適用しない。

（平二一規則七〇・一部改正）

- 4 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員又は特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

（平二一規則七〇・一部改正）

- 5 法施行日前に、職員が、条例第四十六号による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第九条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員又は特定地

方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

(平二一規則七〇・一部改正)

- 6 法施行日前に、職員が、旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(平二一規則七〇・一部改正)

- 7 法施行日前に、国家公務員又は特定地方公共団体の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員又は特定地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

(平二一規則七〇・一部改正)

- 8 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員又は特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続き再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後さらに特定指定法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の先の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期ま

での期間を含むものとする。

(平二一規則七〇・一部改正)

- 9 条例第四十六号附則第九項、第十一項若しくは第十七項又は附則第三項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額については、条例第四十六号附則第十四項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第三項、附則第七項又は附則第八項の適用を受ける者	職員	国家公務員若しくは特定地方公共団体の公務員
附則第四項の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定指定法人
附則第五項の適用を受ける者		
附則第六項の適用を受ける者	職員	職員、国家公務員若しくは特定地方公共団体の公務員

(平一八規則七〇・平二一規則七〇・一部改正)

- 10 法施行日前に、職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において新条例第九条の二第一項に規定する特定公庫等のうち、福島県土地開発公社、福島県農業開発公社又は国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第百三十四号）による改正後の国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二第七十二号から第八十九号までに掲げる法人に該当するもの（以下「福島県土地開発公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き福島県土地開発公社等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、この規則の附則第五項及び附則第六項中「旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職」とあるのは「旧条例第九条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(昭六二規則五五・一部改正)

附 則（昭和五一年規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、昭和五十年四月一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年規則第一五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、昭和四十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第一二号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則及び第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年規則第四〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、昭和六十三年四月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第九五号）

この規則は、平成二年一月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成四年規則第七五号）

- 1 この規則は、平成四年八月一日から施行する。

- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成九年規則第三三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 改正前の規則第六条第二項、第九条の三及び第十一条第二項の規定により交付されている資格証は、改正後の規則第六条第二項、第九条の三及び第十一条第二項の規定により交付された資格証とみなす。

附 則（平成九年規則第八一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成十年十月二十二日から適用する。

附 則（平成一二年規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一八八号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十三条及び第十三条の二の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則（平成一五年規則第六九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第八条及び様式第十号の二から様式第十一号までの規定は、平成十五年五月一日以後に職業に就いた者について適用し、同日前に職業に就いた者については、なお従前の例による。

- 3 平成十五年五月一日からこの規則の施行の日までの間に職業に就いた者に係る新規則第八条第六項の適用については、同項中「就職するに至った日から」とあるのは、「福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年福島県条例第六十一号）の施行の日以後」と読み替えるものとする。

附 則（平成一五年規則第七七号）

この規則は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十八号）附則第二条に規定する機構の成立の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五八号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第七〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（条例第六十三号附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する規則で定める額）

- 2 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十三号。以下「条例第六十三号」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する規則で定める額は、同項に規定する施行日の前日に国の職員等として在職していた者又は特定公庫等職員として在職していた者のうち引き続き職員となった者が、知事が定めるところにより、その者の国の職員等又は特定公庫等職員（当該公庫等職員のうち国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二第二項に規定する他の法律の規定により、同法第七条の二第一項の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）としての在職期間において職員として在職していたものと見なした場合に、その者が施行日の前日において受けるべき給料月額とする。

（条例第六十三号附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する規則で定める額）

- 3 条例第六十三号附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

附 則（平成一九年規則第三七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条、第六条及び第七条の改正規定並びに別表の改正規定は公布の日から、第十号様式の改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二二年一月一日）

附 則（平成二〇年規則第九七号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二四号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年規則第七〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十八年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二二年規則第四七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第八条第五項の規定は、平成二十二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年規則第二八号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第二三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第一項第一号イの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 改正前の規則第六条第二項、第九条の三及び第十二条において準用する第六条第二項の規定により交付されている受給資格証は、改正後の規則第六条第二項、第九条の三及び第十二条において準用する第六条第二項の規定により交付された受給資格証とみなす。

附 則（平成二八年規則第四二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第七二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成二九年規則第五五号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十五条の三の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則のそれ

ぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成三〇年規則第六三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）による別表の二の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十二号様式により提出されている申請書は、改正後の規則第十二号様式により提出された申請書とみなす。

附 則（令和元年規則第三三号）

改正 令和三年五月一八日規則第五四号

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（附則第五項において「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の二の改正規定及び附則第四項の規定 令和元年十二月十四日

二 第四条の改正規定及び次項の規定 令和二年四月一日

（令三規則五四・一部改正）

（経過措置）

- 2 改正後の第四条の規定は、前項第二号に定める日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 附則第一項第一号に定める日前に退職した者が、改正前の第十三条の二第四号に掲げる者に該当する場合には、改正後の第十三条の二に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者とみなす。

（令三規則五四・旧第四項繰上）

- 4 改正後の第十五条第二項の規定は、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第六条第一項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

(令三規則五四・旧第五項繰上)

附 則 (令和二年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則附則第三項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

附 則 (令和三年規則第二八号)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和三年規則第五四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二十条の三の規定は、令和二年四月一日（次項において「適用日」という。）以後に退職した者について適用する。
- 3 適用日の前に雇用された者であつて、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第四条に規定する職員以外の者のうちその勤務形態が職員に準ずる者で、適用日の前日を含む月において雇用関係が継続している場合において職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月（以下この項において「勤務月」という。）が引き続いているものの勤続期間については、適用日の前日を含む月以前の勤務月が引き続いている期間を、同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。

附 則 (令和三年規則第七五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づき交付されている証明書は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当

する規定に基づき交付された証明書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則のそれぞれの規定に基づき提出されている証明書等は、改正後の規則の相当する規定に基づき提出された証明書等とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年規則第五三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「第一条新規則」という。）第四条及び第十三条の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 第一条新規則第五条第七項第一号及び第二号並びに第二十条の四第一項及び第二項並びに第二条の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第五条第三項第一号及び第二号並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、令和二年四月一日以後に退職した者について適用する。
- 4 第一条新規則第十五条から第十五条の五までの規定は、令和四年七月一日以後に福島県職員の退職手当に関する条例第十一条第三項の事業を開始した職員及び規則第十五条の四で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 5 令和四年七月一日から前項に規定する規定の施行の日（以下この項において「附則第四項施行日」という。）までの間に同項の規定の適用を受けるに至った者の第一条新規則第十五条の五第三項の規定による申出については、同項の規定にかかわらず、附則第四項施行日から起算して二月以内に行うものとする。
- 6 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第十四号様式及び第十八号様式から第二十一号様式までの様式による届等は、それぞれ第一条新規則第十四号様式及び第十八号様式から第二十一号様式までの様式による届等とみなす。

第1号様式（第2条第1項第1号）

（昭45規則70・全改、平3規則37・平22規則47・令3規則28・一部改正）

第2号様式 削除

（平21規則70）

第3号様式（第6条関係）

（平18規則70・全改）

第4号様式（第6条関係）

（昭45規則70・全改、昭51規則4・平9規則33・平27規則23・一部改正）

第5号様式（第6条第2項）

（昭45規則70・全改、令3規則28・一部改正）

第5号様式の2（第6条関係）

（平27規則23・追加、令3規則28・一部改正）

第6号様式（第7条第1項）

（昭45規則70・全改、昭51規則4・令3規則28・令3規則75・一部改正）

第7号様式（第8条第2項第1号）

（昭45規則70・全改、平3規則37・令3規則28・一部改正）

第8号様式（第8条関係）

（平29規則55・全改、令3規則75・一部改正）

第9号様式（第8条関係）

（平27規則23・全改、平28規則72・平29規則55・令3規則28・令3規則75・一部改正）

第10号様式（第8条関係）

（昭45規則70・全改、昭60規則18・平9規則33・平20規則54・平28規則72・令3規則75・一部改正）

第10号様式の2（第8条関係）

（平15規則69・全改、平29規則55・令3規則28・令3規則75・一部改正）

第10号様式の3（第8条関係）

（平15規則69・追加、平27規則23・平28規則72・令3規則28・一部改正）

第10号様式の4（第8条関係）

（平27規則23・追加、平28規則72・平29規則55・令3規則28・一部改正）

第11号様式（第8条関係）

(平15規則69・全改、平27規則23・平28規則72・令3規則28・令3規則75・一部改正)

第12号様式(第8条関係)

(平29規則55・全改、平30規則63・令3規則28・一部改正)

第13号様式(第8条関係)

(平29規則55・全改、令3規則28・一部改正)

第13号様式の2(第8条関係)

(平28規則72・追加、平29規則55・令3規則28・一部改正)

第13号様式の3(第8条関係)

(平28規則72・追加、平29規則55・令3規則28・一部改正)

第14号様式(第9条関係)

(令4規則53・全改)

第14号様式の2(第9条の2関係)

(昭60規則18・追加、平3規則37・令3規則28・一部改正)

第14号様式の3(第9条の3関係)

(昭60規則18・追加、平元規則95・平9規則33・平28規則72・一部改正)

第14号様式の4(第9条の3関係)

(昭60規則18・追加、令3規則28・一部改正)

第15号様式(第10条第1項)

(昭51規則4・追加、平3規則37・令3規則28・一部改正)

第16号様式(第11条関係)

(昭51規則4・追加、昭60規則18・平元規則95・平9規則33・平28規則72・一部改正)

第17号様式(第12条)

(昭51規則4・追加、令3規則28・一部改正)

第18号様式(第15条第1項、第15条の5)

(令4規則53・全改)

第19号様式(第15条、第15条の5関係)

(令4規則53・全改)

第20号様式(第15条の2関係)

(昭60規則18・追加、平元規則95・令3規則28・令4規則53・一部改正)

第21号様式（第15条の2 関係）

（昭60規則18・追加、平元規則95・令4 規則53・一部改正）